

# GID(性同一性障害)をめぐる制度化がもたらす「性別移行」の多義的解釈 ——『FTM日本』誌上におけるトランスジェンダーの実践から——

武内 今日子

## 1. 問題設定

性的少数者の存在が可視化されてきた近年、性的少数者の活動を歴史的にたどる研究が蓄積されている。出生時に割り当てられたジェンダーとは異なるジェンダーを生きる／生きようとする人々(以下、これらの人々を指す包括的な表現としてトランスジェンダーを用いる)の歴史は、英語圏では異性装の実践や活動家の思想がたどられたほか(Stryker[2017])、活動の場で「ゲイ」や「トランスジェンダー」等のカテゴリー語が用いられる多義的な仕方も考察されてきた(Valentine[2007])。

現代日本におけるトランスジェンダーの自己像や活動の展開を探るとき、1990年代中頃以降「性同一性障害」(Gender Identity Disorder : 以下、GIDと表記)概念が普及した影響を無視することはできない。というのもGID概念は、男女の二値的な性別を前提としたうえで「心の性」と「体の性」の不一致を解消するという解釈枠組みをもたらし、これはトランスジェンダー概念が世間に広まった現在でもトランスジェンダー理解に影響していると考えられるためである(東[2018])。

加えて、医学的なガイドラインや「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下、特例法と表記)の成立といったGIDをめぐる制度化は、トランスジェンダーの性別移行をめぐるふるまいや自己像に変化をもたらした。例えば、女装者がGID当事者間で周縁化されたこと(三橋[2010])や、ニューハーフがGID概念に

依拠せずに独自の自己像を維持しようとしたこと(McLelland[2004])が指摘されてきた。GIDという医学的概念には、トランスジェンダー概念のもとで当事者から批判が提起されたが、この二項対立はトランスジェンダー概念を自己決定や生き方と結びつけ、当事者によるGID概念のアンビヴァレントな受容の仕方に関する考察を抹消するものでもある(山田[2020])。

そうであれば、GIDをめぐる制度化のもとでトランスジェンダーが「女／男であること」の多義的な解釈をおこなってきた仕方をさらに検討する必要があるだろう。このときHacking[1986=2000]によれば、人々を区分するカテゴリーはそれぞれの歴史をもち、これは専門知のもとで生じる制度化と、ラベルを貼られた人々が新たな自己知を得て主体的にふるまう仕方との相互作用から描かれうる。しかし、これまでトランスジェンダーの自己像におけるカテゴリーへの同一化から個別的な性の主張への焦点の移行は指摘されてきたが(石井[2018])、性別移行をめぐる複雑な解釈の変遷は、トランスジェンダー、とりわけFTM<sup>(1)</sup>当事者による経験の語りに基づいて十分に分析されてこなかった。

そこで本稿では、『FTM日本』というミニコミ誌の分析から、1990年代中頃から2010年頃までにトランスジェンダーがGID概念をどのように解釈し、そのもとで性別移行を多層的な仕方でおこなってきたのか、その歴史的展開を明らかにする。まずIIでは先行研究を検討し、IIIでは分析対象とする『FTM日本』の概要と分析

方針を説明する。IVからVIでは分析結果を示し、VIIでは本稿で論じたことをまとめる。

## II. 先行研究の検討

まず先行研究に基づき、日本のGIDをめぐる制度化の状況を整理したのちに(II.1)、この制度化のもとで性別移行について解釈してきたトランスジェンダーの実践をまとめ、本稿が取り組むべき作業を説明する(II.2)。

### II.1. GIDをめぐる制度化の展開

はじめに日本におけるGIDをめぐる制度化の展開を、先行研究および医療ガイドラインや特例法の記述から確認する。

日本では戦後から「性転換手術」がおこなわれていたが、1965年、男娼に「性転換手術」をおこなった産婦人科医が優生保護法(現：母体保護法)違反に問われた「ブルーボーイ事件」以降、「性転換手術」は違法であるとの認識が医療関係者に広まる(石田[2002])。GID概念のもとで「正規医療」制度が整えられるのは1990年代である。埼玉医科大学に「性転換手術」を求める患者が訪れたことを機に、埼玉医科大学倫理委員会がGID医療をめぐる審議を進め、1996年にGID患者への手術は正当な医療行為であると答申したのである。1997年には日本精神神経学会がGIDの診断基準および、カウンセリング、ホルモン療法、性別適合手術(Sex Reassignment Surgery：以下、SRS)という3段階の治療方針を示したガイドライン初版を発表する。これは、SRSが患者の同意を得て医学的に承認された手段に依拠していることを主張し、「ブルーボーイ事件」の判決を乗り越えてGID医療を確立させようとするものだった(石田[2002])。翌1998年には初めてガイドラインのもとでSRSが実施される。

ガイドラインではGIDの診断の基準として、精神科医による養育歴や生活史、性行動歴の聞

き取りに基づくジェンダー・アイデンティティの判定が必要とされたほか、性別への嫌悪感や反対の性別への持続的な同一感、反対の性役割への希求から性別違和の実態を明らかにすべきことが記載された。このガイドラインには数回の改訂が加えられ、当事者の多様性への対応および治療の選択における当事者の自己責任が強調されるようになる(石井[2018: 109-111])。

GIDの診断を得て一定の要件を満たす者に戸籍上の性別変更を認めた2003年の特例法制定は、ガイドラインとも連動している。2008年の法改正を経た要件は、第1に20歳以上であること、第2に現に婚姻をしていないこと、第3に現に未成年の子がいないこと、第4に生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、第5にその身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていることの5つである。4と5の要件を満たすにはSRSを受ける必要があることから、GID医療の有効性が確認されたとみなされたのである。

2003年以降、特例法制定について大衆メディアで報道され、ドラマ「3年B組金八先生」第6シリーズでFTM当事者が取り上げられたことなどにより、GID概念は世間に知られるようになる(宮田[2018])。他方でトランスジェンダー概念のもとで、GIDという医学的診断概念や特例法の手術要件などへの批判や、性を越境する生き方を肯定する主張も対抗的になされていく(高橋[2008])。近年ではアメリカ精神医学学会によるDSM-5(精神疾患の診断・統計マニュアル第5版)のもと、性別を男女の二値に限定しない性別違和(Gender Dysphoria)概念が日本の医療現場で用いられているが、世界保健機関によるICD-11(国際疾病分類第11版)においてGID概念が精神疾患から外され、性別不合(Gender Incongruence)として「性の健康に関連する状態」に分類されたにもかかわらず、日本でGID

概念は用いられ続けている。

## II.2. GID概念をめぐるトランスジェンダーの実践

ではGID概念の導入やそれに基づくガイドラインや特例法といった制度に対して、トランスジェンダーはどのような実践をおこなってきたのか。

まずGIDをめぐる制度化によって、トランスジェンダーは医療者が規定するTS(transsexual)やTG(transgender)という概念を参照してふるまうようになる。GID当事者にインタビューをおこなった鶴田[2009: 121-131]によれば、DSMに由来し手術による性器の変更を望む人を指すTSは、性器の変更までおこなわない人を指すTGが当事者間で用いられるようになると、同様に当事者間で独自にカテゴリー化されるようになる。しかしGID概念が導入されると、TSとTGは医療者によってGIDの下位カテゴリーとして再び定義される。トランスジェンダーはこれらの概念のもと「女」や「男」に性別移行していくために様々な実践をおこなってきた。MTFには「女装者」や“中途半端”な外見に見られることを避け、一瞥で女に見られることを目指すふるまいが見られた(鶴田[2009: 66-92, 149-177])。FTMにおいても、2000年代前半にGIDを疑ってカウンセリングに行く人が増加すると、当事者間では「GIDである」と“勘違い”している人が批判的に「FTM」から差異化されてきた(鶴田[2009: 78-201])。

とはいえトランスジェンダーは、つねにTSやGIDに自己同一化してきたわけではない。あるトランスジェンダー演劇団体の6回の演劇台本(2000～2011)を分析した石井[2018: 143-190]によれば、GID概念に結びつく性自認の一貫性や外見の“男らしさ”は回を経ると強調されなくなり、非当事者である他者を巻き込みながら「自分らしく生きる」、個別性に焦点が移ってい

く。ただし石井は演劇台本のみを分析対象としているため、一貫した焦点の変化が読み取れるかどうか、他のテキストからさらに検討する余地がある。

実際、性カテゴリーへの同一化から個別性という認識の変遷として単純には捉えられないトランスジェンダーの実践も記述されてきた。武内[2020: 136-141]はミニコミ誌の分析から、1990年代後半においてもあるグループにおいてXジェンダー概念のもとで性別二元制への反対や典型的な性別移行をおこなう不安が表現されたと指摘する。また吉野[2020]も、特例法制定の運動のなかで周縁化される人々の語りや、GID医療のもとで必要なケアを得られなかったという語りから、性別二元制を強化するGID規範を見出し批判してきた。

このような性別移行の規範の限界や、対抗的実践の指摘は重要だが、GIDをめぐる制度化の影響のもとでおこなわれてきた性別移行にかななる多層的な解釈や時期による変化があったのか、さらに検討する必要がある。例えば鶴田[2016]は、近年ではGID概念は障害や病気というよりも生き方の問題として当事者によって認識されていると指摘している。ここで前提とされているのは、かつて存在していたという、「GID」と「トランスジェンダー」を病気か生き方かという対抗的な区分として捉える解釈枠組みである。GID概念を批判する論客の主張や先行研究を検討した山田[2020]によれば、このような二項対立のもとで捉え損ねてしまう、当事者によるGID概念のアンビヴァレントな受容の仕方を分析の射程に入れる必要がある。ただし山田は、トランスジェンダーが実際にGIDをめぐる制度化とのかかわりで二項対立的枠組みを形成し、GID概念や性別移行を意味づけてきた歴史的展開に焦点を当てていない。それゆえ、専門家による分類のもとで人々がそれまでとは異なる自己知や行為の可能性を得て、時に分類

の仕方を新たに意味づけようとする実践の変遷(Hacking[1986=2000])が、GIDをめぐる制度化の過程でどのように生じたのか、さらに探る必要があるだろう。

そこで本稿では、トランスジェンダーの経験の語りに基づき、かれらがGIDをめぐる制度化が生み出す困難を引き受けつつ、どのように「女」「男」への性別移行を多層的に解釈してきたのかを明らかにする。このとき本稿では、これまで先行研究で十分に分析されてこなかったFTM当事者によって語られたことを中心に論じる。

### III. 分析資料と分析方針

本章では、分析対象とする資料とその分析方針について説明していく。トランスジェンダーによる性別移行をめぐる解釈を探ろうとする本稿では、かれらが経験を語り、情報共有やネットワーク形成をおこなう場として重要であったミニコミ誌のうち、『FTM日本』を中心的な分析対象とする。

これは第一に、『FTM日本』は1994年から2010年頃まで3、4か月に一度継続的に日本全国に発行されており、その投稿からGIDをめぐる制度化が進む時期におけるトランスジェンダーの語りの変遷を読み取りうるためである。『FTM日本』は1冊40頁ほどで1200円の小冊子であり、購読者数は創刊号の63名から徐々に増え、投稿者が多い2003年頃には400名を超えていた。誌面は発行者である虎井まさ衛や読者からの文章やイラスト、漫画などの自由な投稿から成り、投稿者への手紙が虎井によって回送されることで交流がなされていた。また、医学的治療を希望する人を精神科等に紹介するサービスがあったほか、医師や性科学者、法学者などの専門家が購読者・投稿者であったため、専門家がトランスジェンダーの語りに与える影響を読み取ることもできる。

第二に『FTM日本』からは、GID概念に批判的な論客の主張に焦点を当てる先行研究が十分に検討してこなかった、トランスジェンダーがGID概念を受容してきた仕方を見出しうるためである。『FTM日本』を購読し投稿する主体には、主宰者である虎井のFTMのTSとしての立場が影響して、二値的な性別理解のもと性別移行を進めていこうとする傾向があると考えられる。虎井は、1986年に週刊誌において日本で初めてFTMのTSであることを公言し、1989年にサンフランシスコで手術をおこなった人物であり、「同志同士のネットワークを作るため、FTM Newsletter<sup>(2)</sup>を手本として『FTM日本』の発行を始めた(虎井[1996:177])。虎井自身は「アクティヴィスト」としての自己認識をもたず、「文学方面」から個人的な記録を残すことを好むが(虎井[2000: 9])、それでも毎月近況報告として医療や法制度の状況を記録し、時に読者に協力を呼びかけていた。実際、投稿者にはFTMが多いことが窺えるほか、虎井は自らに送られる手紙を読んだ印象から、購読者には「TS」の人や、手術や戸籍変更を経て購読をやめる人も多いという[41号 2004年7月: 6]<sup>(3)</sup>。したがって『FTM日本』は、GIDをめぐる制度化のもとでトランスジェンダー、とりわけFTMが性別移行を解釈してきた仕方を探るうえで適したテキストだと考えられる。

具体的に本稿が分析するのは、『FTM日本』全60号<sup>(4)</sup>のテキストであるが、必要に応じて誌上で言及されているレズビアン雑誌など他のテキストも参照した。『FTM日本』誌上での交流は、雑誌や活動の宣伝、医療情報や身体加工をおこなった体験の共有、トランスジェンダーの歴史的起源を探る試みなど多岐にわたる。なかでも本稿では、GID医療の制度化にトランスジェンダーが反応する仕方や、当事者間で活発に議論された内容に注目したい。このような方針のもと、テキストにおいてGIDやTSなどの医

学的概念や、「男／女である」ことなどの自らの存在を定位する表現がどのように意味づけられているのかに着目して分析する。

分析結果を記述する際に、『FTM日本』においてすべての人がペンネームを用いているわけではないと思われるため、虎井や一般書籍でペンネームを用いて投稿している活動家を除き、プライバシー保護のため基本的に匿名化している。またこのような分析や引用の方針について虎井にメール上で説明し、確認をとった。

以下IVからVIにおいて、分析結果をまとめる。分析からは、GID概念の導入やガイドラインの作成、特例法の制定といったGIDにかかわる制度化の重要な局面において、投稿者が性別移行について議論する内容に変化が読み取れた。IVでは、1996年頃からGID医療化が進む以前に医療化や「普通」の男女であることを求めるトランスジェンダーの実践を論じる。Vでは、1996年から2000年頃、GID概念が導入されガイドラインが制定されたことが性別移行を多義的に解釈することにつながった仕方を論じ、VIでは2001年頃から特例法制定の動きが現れGID概念が世間に普及していく過程で生じる性別移行をめぐる規範を論じていく。

#### IV. GID 制度化以前の「普通」に生きる ことの希求：1994年から1996年頃 まで

まず1994年～1996年頃の『FTM日本』の投稿から、埼玉医科大学の答申が出される以前の「性転換」をめぐる主張が、MTFでは制度的問題点を可視化するような活動において(IV.1)、FTMでは「オナベ」と「FTM」を差異化する形でなされることを論じる(IV.2)。

##### IV.1. 「TS」をめぐる制度的問題の解消に向けた 運動

GID医療が整備される以前から、鶴田[2009]

が指摘するように、「TS」「TG」「TV」(transvestite)は当事者によって名乗られている。『FTM日本』では、虎井の当事者性を反映する形で、「TS」は「FTMTSであれば、どうにかしてペニスを付け、素っ裸の状態で男としか思われたい限り気が済まない」として性器の転換から意味づけられ、「TV」は異性装者、「TG」は「広義にはTVやTSも含むけれども、狭義にはTVとTSの間で、異性の性役割をもちたい人」とされている[1号 1994年7月: 1]。1995年8月に横浜で開催され、当事者と医師、性科学者が一堂に会した第12回世界性科学学会のプログラム「日本におけるトランスセクシュアリズム」では、これらの概念定義が明確にされたほか、チラシには「トランスセクシュアリズム(transsexualism)―生まれてきた身体がセクシュアル・アイデンティティ(sexual identity)と一致していないため、その修正を求める人々がテーマ」とあり[6号 1995年10月: 4]、医師や性科学者において身体的な水準でのアイデンティティが議論されたことが窺える。虎井が一貫した関心を示すもこのような「TS」にとっての「肉体的治療」であり、「医療・大学関係の方々へのお願い」という記事でも、「真のTSだと診断され、的確な治療を受けることこそ我らの真の幸福なのです」として、診断書・ホルモン投与、外科的治療への協力を求めている[1号 1994年7月: 38]。

ただし、すべての人が身体的治療に力点を置く主張をしていたわけではない。「TS」概念のもとで、「性転換」に付随していた社会的意味づけへの異議申し立てや、差別の解消の主張もなされていた。これらの主張をおこなったのは主に、上記シンポジウムにもパネリストとして参加することになるMTF当事者である。この時期には、すでに女装交際誌『くいーん』や米国コミュニティでの交流を経て性ホルモンや手術の情報を得て、実際に身体加工しているとい

う投稿も見出せる。

彼女は徹底して手術反対、いや不要派なのでした。彼女によれば、性転換手術が不十分なものである以上、それをするによって、変化するものはない。自分も本質的に変わることがないし、手術をしたからと言って周囲の眼も変わることはない。オカマはオカマ、と。結局のところ、果てしない自己満足のために手術を「敢行」するのであって、それじゃあ、あまりリスクが大き過ぎない？ [2号 1994年10月: 31]

この投稿者は女性としてパスしている、すなわち性別移行していることを見破られずに「普通」の女性としてみなされる外見を獲得しているMTFの知人を例に、手術「不要派」の存在を指摘する。ここには「オカマはオカマ」「リスクが大き過ぎない？」として、「性転換手術」をおこなったとしても、「オカマ」ではなく「女」として社会的受容されることが難しく、「自己満足」にしかならないという諦念が示されていると言える。

このような社会的な「性転換」の位置づけは、とくに「TSリブ」と虎井が呼んだ試みや「TSスタディ」という勉強会において問題化されていく。「TSリブ」とは、1994年新宿で開催された日本初のゲイ&レズビアンパレードにおいて、あるMTF当事者が「ここに合った身体になること だから性転換 私が私であるために」と書かれたプラカードを掲げ、プライバシーの問題を懸念して表に立とうとしないTS当事者が多かったにもかかわらず、素顔で街頭演説をおこなった出来事である[3号 1995年1月: 3-7]。『FTM日本』に載せられた「プラカード文面の趣旨」には47のメッセージが掲載され、「一般の人」に対して「性転換」は「オカマ」「恥づかしい病気」「風俗」「スタイル」ではなく「こ

ころの問題」であること、性転換者にも人権があること、「フツウに生きたい」「あたりまえのヒトになりたい」ことが主張された。また当事者に対しては、声をあげて連帯することが呼びかけられ、司法・行政に対しては、性染色体によって性別を決定しようとする戸籍法の改正や公的機関での差別是正が訴えられている。

染色体を重視する司法は、結果としてバストの大きい男性とペニスのある女性を生みだしてしまい、しかもしらんぷりしています。そんな人でもあたりまえの世の中ならいいんです。でも、社会通念はそういう人を自由にのさばらせるようにはできていないようで……差別の構造とマイノリティーの中にTSを放り込んでしまうのです。これでは、司法がすすんでフリークスを作っているようなものじゃないですか。これは、憲法がうたう基本的人権はTSには適用されない、TSは自由に生きちゃいけないといっているようなものじゃないですか。[3号 1995年1月: 6]

ここで念頭に置かれているのは、過去数回の性転換による戸籍記載事項変更裁判であり、とくに昭和54年に名古屋家裁が下した、性染色体のみが人間の性別を決定するという見解である。このような性別観は、「性転換」によって変容した身体のありようを「社会通念」に沿わないものとして周縁化し、自由に生きることのできない「マイノリティー」を生み出しているとして批判されている。

麻姑仙女らが1995年に新宿で開催した「TSスタディ」においても、「医療システム・保険診療制度・家族法・税制年金など・職業選択の自由」という5つの社会制度上の問題が検討されている[4号 1995年4月: 2-6]。このとき、優生保護法・戸籍制度の廃止や撤廃を求める他の運

動とのつながりを模索すべきことや、医療システムや保険診療制度においては「半陰陽者<sup>5)</sup>」との共通性が、家族法や税制年金、職業選択をめぐっては「レズビアン・ゲイ」との共通性が指摘され、TS以外の人々との協働も目指されている。これらの多様な性的少数者の協働を目指す機運の高まりは、同時期に伏見憲明らが編集した「クィア」という語を掲げた『クィア・スタディーズ'96』などの一般書籍上でも、共通する論者のもとで見てとれる。

このように、TS概念のもとで身体的治療が目指されただけでなく、とくにMTFにおいて世間における「性転換」者への偏見を浮かび上がらせ、「性転換」者が手術後も自由に生活できるように法律や社会的制度の是正を訴える試みがなされた。

#### IV.2. 「FTM」を「オナベ」から差異化する

他方で1996年頃までのFTM当事者の投稿では、前項で見たような社会的制度や他の性的少数者との協働の主張は、プラカードの主張への賛同やプライバシーへの懸念の声は少数見られる程度で、ほとんどなされていない。

FTMにおいては、「オナベ」への憧れの表明と、それらの投稿を批判し「オナベ」と「FTM」の境界を見出そうとする試みに焦点が当てられていた。週刊誌のレズビアン言説を分析したSugiura[2007]によれば、すでに1993年頃から虎井は「FTMTS」を「オナベ」や「レズビアン」とは異なるものとして位置づけている。1994年の『FTM日本』でも、1号から「オナベ」になりたいが身長が低いという悩みが投稿され、2号では「も少し背が欲しい！」という小特集が組まれている。この時期にはオナベバーの広告も『FTM日本』に掲載され、オナベバーで働きたいがホルモン注射は必要なのかといった相談も多くなされていた。

背が低くて悩んでいるオナベ君、男は身長だ！三高だ！ けれどオナベは背じゃないよ、オナベは男とは違うんだから、男のようにきそい合ったりきょうそうしなくていいんだよ！オナベは顔だと思う、せっかく元女なんだから美しいフェイスを武器にしようよ。[4号1995年4月: 19]

これは背が低いという身体的な特徴で悩むFTMの読者に対して、「元女」であることから得ている「美しいフェイス」を活かすことができるとして、「オナベ」を「男」から差異化し、特殊化しようとする投稿であると言える。だがこのような投稿に対しては、オナベバーは「男」が働くようなところではないという主張や、「オナベ」として働いた経験から、「オナベ」には特有の水商売の適性が必要であるとして「TS」「TG」「TV」とは別枠でよいのではないかという意見が寄せられている。

このように「オナベ」が憧れや差異化の対象とされたのは、FTMにおいて「オナベ」として生きることが性別移行して生きる数少ない方途であったためでもある。「FTM」であるがゆえの就職の困難は、1994年から2003年頃まで毎号のように語られ、就職相談などを個別におこなう「FTM関西」や、1996年4月に新宿で会合が開かれた「サークルFTM」などのサポートグループも形成されている。このような背景のもと、「普通」の男性として生きていくことを目指すような投稿も見られる。

TSである事情を十分に補っておつりがくるくらい会社にとって有益な人間になりたい。そう心の底から思う。……僕の嫁が、「夫がFTMであったこと（あること）」を少しでも実感しないで済むように、世間一般の奥さんと同じくらい幸せな人生を全うできるように。[6号 1995年10月: 27]

投稿者は、会社において「有益」であるという実力主義によって「TSである事情」を乗り越えようとし、女性パートナーが「世間一般の奥さん」と同じような人生を送ることを望んでいる。ここで、会社で働き「嫁」を「幸せ」にすることは、「夫」としての役割にも結びついていると考えられる。また「FTM」は特殊な存在ではなく、「FTMであったこと」とまずは過去形で表記されているように、出生時の性別が女性であったという履歴を実感させない男性でありたいことが強調されている。

このようにGIDをめぐる制度化以前、「性転換」しても生活の見通しが見つからない状況のなかで、FTMにおいては「オナベ」への憧れを示しつつ「オナベ」とは異なる「普通」の男として生きることが希求されていた。

## V. GID 概念に基づく性別移行：1996年から2000年頃まで

1996年7月にSRSを正当な治療として認めるという答申が発表されると、「TSとTGを支える人々の会」(Trans-Net Japan：以下、TNJ)などのサポートグループが各地に成立したほか、1997年にガイドラインが発表され、1998年にはFTMの第一例目の手術が実施された。これらの出来事は虎井によって報告され、この時期には主にFTM当事者が投稿している。本章ではGID医療が導入された1996年頃から2000年頃までの投稿において、「TS」は「障害」なのかという議論がなされ(V.1.)、「男である」ことの解釈にホルモン療法や手術を選択するかどうかが入り込んだ仕方(V.2.)を論じる。

### V.1. TSは「障害」なのか

有菌[2004]が指摘するように、「タレントやゲイバー以外にも、生きる可能性を知り、希望が、わきました」[11号 1997年1月: 18]などと、GID概念がとくにMTF当事者に対してタレントや

ゲイバー以外の生きる選択肢を認識させた側面はある。だが1996年から1997年頃のFTMの読者による投稿からは、GID概念が導入されたことに対する反発やとまどいが読み取れる。以下の投稿では、手術を進めていこうとするFTM当事者においても、TSを「精神病」から差異化しようとしていることがわかる。

御存じのように、TSは精神病ではない。趣味や好みという次元の問題とも違うが、脳や神経に何らかの要因のある、いわゆる“精神病”ともあきらかに違う。私は、真性TSに対する手術は『再建』であると考えて。…手術の結果が機能的に、或いは外観的に、思ったほどうまく出来ていなかったとしても、真性のTSであれば、少なくとも‘元の身体に戻りたい’とは絶対に思わないだろう。  
[10号 1996年10月: 5]

ここで『再建』手術は「異常な状態を正常に近づける手術」として位置づけられ、「正常といえる状態であるものをさらに本人の好みに合わせて作り変える手術」としての「美容外科」から差異化されている。このような差異化は、外観的にうまくできていないとしても「真性のTS」であれば「元の身体に戻りたい」とは思わないという“身体違和”解消を優先する論理のもと、「趣味や好みの次元」からTSを差異化することを可能にしている。加えて、TSが「精神病」とは異なることが強調されるのは、性別違和感の訴えに基づいてGIDか否かが診断されるために、確固とした「精神」の状態を主張することが求められたためだと考えられる。

また、『FTM日本』が広告を載せていたレズビアン・バイセクシュアル女性向けの雑誌『Anise』に以下の語りが掲載されたことに端を発した議論でも、「病気」や「障害」に付随する社会的意味づけをどのように捉えるかが複

数の仕方でも問題化されていく。

いつのまにか病気扱いされているではないか。「性同一性障害」と病名をつけられ、精神の病気にされてしまったら、何も知らない世間の差別につながりかねない!! 僕は病気なんかじゃないよ!! [Anise 2号 1996年10月: 95]

ここではGID概念によって「精神の病気」と意味づけられることが、世間からの「差別」につながるのではないかという懸念から反発されている。この投稿に対して、「一緒にされたくない」という障害者への毛嫌いが見られると主張されると[11号 1997年1月: 4]、Anise投稿者からは、GIDは「心の病気」ではなく「生まれつきの障害」ではないかという「仮説」が述べられ、マスコミが「心の病気」と公表することでGIDが「精神障害」と結びつけられて「新たな差別が生じる」懸念があったのだと説明される[13号 1997年: 20]。別の観点では、医療措置を受けるために医学的な定義づけはやむを得ないとしつつも、TSを障害とすることで社会における男女の正常性が境界づけられ、「“フツの” 男女の枠には納まり切れない者達(自分を含めて)にとっては、非常に都合が悪い」[14号 1997年10月: 14]と主張される。

このようにトランスジェンダーは、医学的な身体加工をおこなうことを正当化しようとしつつ、TSがGIDという「精神障害」「精神病」に結びつけられることに対しては複数の論理のもとで困惑や反発を示していた。

## V.2. 性別移行の論理と「男である」ことの解釈

加えて、カウンセリングを経てホルモン療法や手術をおこなうというルートを選んだガイドラインが性別移行の解釈を規定し、そのもとで「男である」ことが意味づけられていく仕方が

読み取れた。

まずSRS概念のもと、「性転換」という表現は批判的に捉えられるようになる。ある投稿者は「性転換」を「どんな者でも性別を変更できる感じを持たせるうえ、Fetishisticなイメージを強く与えるので不適切」[12号 1997年4月: 5]だとして、望みの性別に適応して生きている「TS」が「性別の再指定」の最後の手続きとしておこなう「性別再指定手術」と訳している。虎井も『FTM日本』の用語説明において、「「性転換」という語自体、当事者とその周辺の人々にとっては「ヤな感じ」の呼称」[15号 1998年1月: 1]として、「性再指定手術」や「性別適合手術」という表現を用いるようになる。

また性別移行のルートが制度的に定められると、ホルモンを打つことや手術することが規範的なふるまいとされていく。虎井のように、男らしさではなく、一貫して身体的違和感の解消について論じる者もあり、あるべき性器の不在に苦しむ人のために疑似ペニスの商品紹介もおこなわれてきた。だがこれは他者の視線を意識し、股間の「ふくらみ」を演出する試みでもある。

体をイジッテなくホルモンもしないで自分は男性として通用しているといわれますが、そんなことは絶対にありません。ただ可哀想にとか何とか思って、直接その人にはいわないだけです。[15号 1998年1月: 17]

ここで投稿者において医学的な身体加工を進めることは、「男性として通用」という、他者による性別判断とも関わることとして理解されている。これは鶴田[2009]が指摘したような、外見において一瞥で反対の性別に見られることを重視する主張だと言える。

このような性別移行の規範は同時に、ホルモン療法や手術をおこなうことへのためらいも可

視化している。すなわち「TSかTGか」の揺らぎを肯定すべきだという主張[24号 2000年4月: 2-5]や、以下のように、「TG」「TS」といったカテゴリーに拘泥しない個別的な人間性が重要なのだという主張もなされるようになる。

男か女かという、二者択一の心理をもっているのが、TGであったり、TSであったりするのではないかと思います。それは、性差という範囲内で、自分はこうでなければいけないというとらわれの心理をもっているということだと思います。……人間として、どう生きるべきか、自分らしく、本当の意味での本来の自分を模索してみるのもいいと思います。[17号 1998年7月: 19]

同様に、自らの好むジェンダー表現を重視する主張も見られるが、それでも身体的な性別移行が必要とされるとき、精神科医によって「男」と判断されるかどうか懸念されやすい。例えば、以下のFTMの投稿者は「きれいな服や長い髪が好き」だとして「自分らしさ」を主張する。

カウンセリングを受けるとき、これらの理由で「お前は女だ」ときめられてしまいはしないかと…それが怖いのです。よく考えれば、こんな風な男性だってそこらへんを歩いています。……男らしさ、女らしさなんてカタにはまったことより、自分らしさが大切だと思うんだけどな。[8号 1996年4月: 19]

投稿者は長い髪の男性もいると語るが、自分らしさの表出によってカウンセリングの場で精神科医から「女」だと判断されるのではないかとという恐れを同時に抱いている。別の号でも投稿者は「精神科での正しい立ち居振る舞い」を知りたいと述べており[10号 1996年10月: 15]、

医学的な身体加工をする場合、精神科医による判断を無視できないことが読み取れる。

加えて「男である」ために規範的なふるまいとなるのは、性的指向が異性に向くことでもある。吉野[2020]は診断の場で医師から性的指向を聞かれることを挙げ、FTMであれば女性好きであるべきだという異性愛規範が存在していたと述べており、同様の記述は『FTM日本』にも見られる。性自認と性的指向が明確に区分すべきカテゴリーであることは1990年半ばから強調されているが、「セクシュアリティがはっきりしないのは反発を買いやすい」[14号 1997年10月: 13]、「女が好きだからFTM」「男が好きだからMTF」という立場を取る方だっている」[26号 2000年10月: 9]として、異性への性的指向によって自らの性別を再認するような事態が見られる。

ただし性的指向に関しては、虎井は両性愛的であることを表明しており(虎井[2000])、2001年からゲイ団体「すこたん企画」の協力のもと、ゲイ男性にアンケートを実施し、元女だった「男」を恋愛の対象として受け入れるかどうか尋ねる企画をおこなっている。この企画では性器に興味がなく「男」に見えればいい、本物のペニスが必要などの「男である」ことの多義性が可視化され、『FTM日本』はじまって以来のFTM読者からの大きな反響を呼んだという。

このようにガイドラインの影響のもと、医学的身体加工の進め方や、ジェンダー表現や性的指向との関連から「男である」ことが解釈され、同時にジェンダー規範に沿わない性のあり方に関する主張も可視化された。

## VI. 特例法成立とGID概念の普及がもたらす性別移行の規範：2001年から2010年頃まで

本章では、2001年頃から進められる戸籍上の性別変更に向けた活動と特例法成立後のトラン

スジェンダーの活動の展開とその反応をまとめ(VI.1.)、社会的認知が高まるGID概念のもとで性別移行をめぐる規範が生じていた仕方を論じる(VI.2.)。

### VI.1. 戸籍上の性別変更を目指す活動と特例法制定

まず2001年頃からの『FTM日本』の投稿から、戸籍上の性別訂正をめざす専門家の動きとトランスジェンダーによる両義的な反応が現れた仕方をまとめる。

すでに1990年代末には戸籍上の性別変更を見すえていた虎井は、「ダメ元かもしれないが世論を喚起する」ために、神戸学院大学法学部教授であった大島俊之の後ろ盾のもと、2001年から戸籍訂正のための「全国一斉申し立て運動」を始める[27号 2001年1月: 2-3]。大島も手術を終えた当事者に申し立てをおこなうよう呼びかけ、深刻な苦痛に基づき、恣意的な趣味嗜好によるものではないことなど、申し立ての際に主張すべきことを説明している[28号 2001年4月: 4-5など]。

この申し立ての文書作成のため、小中学校のGIDであるがゆえのいじめや自殺未遂の体験談が誌上で募集され、読者の協力を得て関連する数多くの自伝的な文章が企画「Fight!」として『FTM日本』誌上でも連載される。これらの文章は、GIDであることへの家族など周囲の人々からの強い偏見と、就職において生活上のジェンダーと戸籍上の性別が異なることで生じる困難を可視化することにもなった[33号 2002年7月: 24-25など]。そこでこのような状況を問題視していた虎井や『FTM日本』購読者らは、GIDの問題に協力的な南野厚生労働副大臣に対して、GID当事者に対する保険証の性別記載の訂正や就労差別に関する指針の策定などを求める活動もおこなっている[29号 2001年7月: 5]。

ただし大島や虎井らの申し立て運動に対して、

トランスジェンダーの反応は一枚岩ではない。一方では、「先生が示してくださった熱意に、いったい私たちはどこまで応えることができるのでしょうか」[34号 2002年10月: 4]などと大島への賛同が示されている。戸籍上の性別変更そのものの必要性は、この申し立て運動以前から、以下のように指摘されていた。

いくら自分らしく、といっても「帰属」をないがしろにされては問題解決したことにはなりません。「男という帰属をみたくした上での自己実現」でないとならないわけです。  
[24号 2000年4月: 4]

この投稿者が念頭に置くのは、ジェンダーによる抑圧からの解放を目指すジェンダーフリーの主張との差異化である。「自分らしさ」という表現は創刊当時から誌上に見られるが、これはカテゴリーのもとで表せない個性性という意味であるとは限らない。ここでは、ジェンダーフリーの言説における「自分らしさ」は結局のところ社会的なジェンダーの水準における自己実現を意味しているが、「TS」を名乗ってきた者の「自己実現」は、割り当てられた性別の「帰属」の変更を経てからしか達成できないのだと主張されている。

他方で、戸籍上の性別変更の重要性を認めつつも、運動の性急さや手術を要することへの懸念もまた表明されている。

法的な性別変更を望むなら、必ずSRSを受けなければならぬという状況を作ることが、「性別の変更は望むがSRSは必要ない」と考える人を、不必要な手術に駆り立ててしまう危険性も考えなくてはなりません。[28号 2001年4月: 7]

とくに投稿者が懸念するのは、ほとんどの

FTM当事者が手術前で「正規就職が困難になり、経済的にも極めて厳しい状況」にあり、SRSをおこなうことが難しい状況にあることである。にもかかわらずSRSを法的性別変更の要件にすることは、FTM当事者を不必要な手術に駆り立ててしまうのではないかと危険視されているのである。

この申し立ては2003年7月までにすべて敗訴するが、立法による解決に可能性が見出されていく。鶴田[2009]も述べるように、2001年10月からのFTM当事者を取り上げたドラマ「3年B組金八先生」第6シリーズの放送、2002年3月のFTMの競艇選手のカムアウトなど、2001年後半から2002年において世論を喚起する出来事が重なる。また2002年9月には小金井市議会がGIDの性別訂正に道を開くべきとする意見書を決議し、これは各地域に公的書類の性別の書き換えや性別欄の撤廃を陳情していく動きにつながった [35号 2003年1月: 3-4]。2003年から虎井は「naoのそらいろリボン運動」に参加して国会への陳情活動をおこない、3月にTNJや「性同一性障害をかかえる人々が、普通に暮らせる社会をめざす会」(gid.jp)とともに戸籍上の性別の訂正・変更に関する要望書を提出し、7月に特例法は与野党全会一致で成立する(野宮[2004])<sup>(6)</sup>。

特例法成立前後から『FTM日本』にインターネット上の交流サイトの宣伝が掲載されることが増え、アテンド業者サイトを介してタイで手術をおこなう体験記が載るなど、トランスジェンダーが利用できるネットワークが多様化し、2003年以降『FTM日本』誌上の投稿者数は減少していく。だがGIDをめぐる活動は、特例法成立をゴールとするものではない。虎井は「GIDについて未知である人を減らしていくこと」をテーマとして、「人権問題」として語られるようになったGIDを広めていくべく他の障害者団体や性教育団体とも協働すると述べてい

る[39号 2004年1月: 2-3]。すなわちGIDをめぐる活動の力点は、講演活動や、北海道、北九州、富山、和歌山など地域ごとのグループの活動、個人レベルでの「各都市への「公文書からの出来うる限りの性別欄削除」の陳情活動」[54号 2007年10月: 15]に移っていく。

## VI.2. GID認知の拡大のもとで生じる困難

では2003年以降、GIDの認知が拡大していったことは、トランスジェンダーが性別移行や自己像を解釈する仕方にかなる影響をもたらしたのか。

まずトランスジェンダー間でのやり取りに見られる変化として、特例法が成立する頃には「TS」「TG」という区分について投稿者間で議論されることはなくなり、「GIDである」ことを肯定的なアイデンティティとして捉える当事者の傾向が読み取れる。

「病気である」と確定したことが、自慢になるなんて通常はあんまりない。……「GID ってのは俺のようでない」と診断が出ない病気なんだぜ」ってその病気の模範みたいになんか吹聴する奴がいたら、ちょっと不気味ではないか? [37号 2003年7月: 21]

ここからはGID概念のもと戸籍上の性別を変更して生活する希望が見出され、「GID」の診断が「病気」であるにもかかわらず、社会的に「男である」ことを証明するような肯定的な意味合いを当事者にもたらすようになったことが窺える。『FTM日本』上ではGID概念への批判をトランスジェンダー概念のもとでおこなう実践(高橋[2008], 山田[2020])は見られないが、投稿者のようにGIDが肯定的なラベルとされることへの違和感は表明されている。

また石井[2018]も指摘するように、「男／女らしさ」を追及しないトランスジェンダーも可視

化されるようになる。例えば、1990年代末に「FTMTSであって、ホストまがいの格好のつけかたをする者、逆にMTFTSであって美容整形手術に没頭する人々」[22号 1999年10月: 25]の存在を指摘していた投稿者は、「現在のFTM・MTFの人々は極めて自然体に近い人もいる」[54号 2007年10月: 14]として「男／女らしさ」の変化を読み取っている。これはTGの語句説明において2004年10月から、「異性の性別割を持ちたい人(あるいは「男でも女でもない」「男でも女でもある」という意識を持つ人もいる)」[42号 2004年10月: 1]として、男女を自認しない人の存在が指摘されるようになったことから窺える。

ただし「男でも女でもない」意識の可視化は、身体を手術によって加工することがGID当事者において規範的なふるまいとされたことの反映でもあると考えられる。あるFTMの投稿者は、「なんでホルモンやらないの？なんで胸とらないの？なんでSRSしないの？」とほかの当事者から尋ねられるが、投稿者の「FTM観」「GID観」は手術を目指す方向性とは異なると述べ、「女扱い」されることで生じる「社会的違和の負担を軽くするため」に「名の変更」を望み、「女体でも精一杯男として生きて」いくという生き方のモデルになりたいのだと主張している[35号 2003年1月: 32-33]。MTFにおいても、「一般的、社会傾向として、手術が終わらなければ性同一性障害とは認めないといった風潮が現われてきている」[44号 2005年4月: 27]と指摘されている。実際わずかに見られる「中性的」な投稿者の文章にも「どっちつかずの僕。中性的な人間はどこへ向かって生きていけばいいの？」[54号 2007年10月: 29]とあり、かれらが不安定な状況に置かれていることが窺える。

他方で、GID当事者として社会的に受容されることは、男女の二値的なジェンダー概念を受容するトランスジェンダーにも性別移行をめぐ

る異なる葛藤をもたらしうる。2003年以降、不登校だったFTM当事者が学校でカミングアウトして男子生徒として生活するようになった経験や、職場でのカミングアウトをおこなった経験も投稿されるようになる。だがこれはトランスジェンダーの生活上の困難を取り除く一方で、学校や職場において「普通の男」ではなく「FTM」あるいは「GID」当事者として認識されうることを意味している。

数々の運動によって性同一性障害は知られるようになりましたが、それは「性同一性障害者」として理解されただけで、2002年の住民基本台帳ネットワークシステム稼働後は社会システムのクローズフルタイムができなくなりました。それでも「普通の男」として働きたくて「雇用者側には知られずに希望の性で働ける」方法を若いFTMが求めていることも現実なのです。[51号 2007年1月: 19-20]

ここで投稿者は、1990年代までは「GID」であることを隠したまま「普通の男」として、すなわち出生時割り当てられたジェンダーと同じジェンダーを生きるシスジェンダー男性として働くことが「サバイバルスキル」となっていたが、GID概念が普及してから「GID」当事者として周囲の人々に理解されてしまう可能性が生じたのだという。このFTMの投稿者は、年金を受給する際に生じうる制度的な問題を避けるために、雇用者にトランスジェンダーであることを知られずに働こうとする「若いFTM」にも戸籍上の性別と外見のジェンダーが合致しないことを説明することを勧めているという。だが投稿者自身においても、「FTMの活動家」としての可視化が「男性」としての地位向上を望む「自分らしさ」と矛盾してしまうという困難が生じている[57号 2008年: 10-11]。

このように特例法以後、GID概念が世間で可視化されたことは、一部のトランスジェンダーが望みの性別で生きていくことを可能にした一方で、「普通の」男性として生きたい人にはカムアウトのジレンマを生じさせたほか、手術をしない人が当事者間で批判され、生き方を模索していることが読み取れた。

## VII. 考察

本稿では、『FTM日本』誌上におけるトランスジェンダーの語りから、GIDをめぐる制度化が進む1990年代中頃から2010年頃、トランスジェンダーが性別移行を多義的に解釈してきた変遷を明らかにしてきた。最後に本章では分析結果をまとめ、先行研究に対する意義を述べる。

まずGID医療が導入される1996年以前には、MTFにおいて「性転換」後に生じる社会的困難の解消が、FTMにおいて「オナベ」ではなく「普通の」男として生きていくことが主張されていた。GID概念が導入された1996年から2000年頃においては、この概念が「精神病」と結びつけられることへの反発やとまどいが、差別への反対など複数の論理から主張された。またGID医療のガイドラインは、ホルモン療法の実施や異性への性的指向などの規範的なふるまいを形成すると同時に、人々の個別性の主張をも可視化した。

さらに2001年から2010年頃には、戸籍上の性別変更をめぐる活動において、性別の「帰属」に焦点化する点でジェンダーフリーからの差異化がおこなわれ、専門家との協働が進められた一方、手術要件に対して当初から批判も寄せられたことが示された。特例法成立後には社会的なGID認知の高まりのもと、GIDが肯定的アイデンティティとされ、学校や職場でトランスジェンダーがGID当事者として受容されやすくなったが、GID当事者間で手術をおこなうことへの圧力が強まり、手術しない人や「中性」的な

自認をもつ人が生き方を模索する声も可視化されていく。

先行研究では、主にMTFにおける実践が歴史的にたどられてきたが(三橋[2000, 2010], Mclelland[2004])、日本においては1990年代からのトランスジェンダー、とりわけFTMにおけるミニコミ誌上での実践の変遷はほとんど分析されてこなかった。対して本稿は、男女の帰属を自明視せずにカテゴリー化の実践を探る(鶴田[2009])という関心を引き継ぎ、新たなカテゴリーのもとで可能になる人々の経験の歴史的展開(Hacking[1986=2000])がGIDをめぐる制度化のもとでどのように見出されたのかを、特にFTMの実践から探った点で意義をもつ。

具体的にはまず、カテゴリーへの同一化から個別性へという一貫した自己像の変遷の記述(石井[2018: 143-190])が捉え損ねてきた、GIDをめぐる制度化のもと当事者が「普通」の女／男であるべく性別移行を意味づける多義的な実践の展開を描き出した。GID医療化以前に「普通」の女／男であることが希求されたのは、「性転換」を経て生きることが特殊化され、社会的選択肢が制限されることへの抵抗の試みであった。ガイドラインの影響のもとで、FTM当事者はホルモン療法や手術、女性への性的指向を「男である」ために必要なこととして解釈していたが、同時に個別的な性を「自分らしさ」として表現しようとする動きもすでに生じていた。また特例法制定後にはGID概念が普及し、職場での性別移行が好意的に受容されるようになったとの指摘もあるが(鶴田[2016])、他者によるGID当事者としての理解と「普通の男」という自己認識との間での葛藤がなお存在することも示された。

加えて本稿では、トランスジェンダーがGID概念をいかなる仕方でも受容してきたのかも明らかになった。トランスジェンダー概念のもとで見落とされるような、GID概念の当事者による

アンビヴァレントな受容を検討すべきとする山田[2020]においても、当事者の経験の語りに基づく通時的な検討はなされていない。対して本稿はGID概念を受容する当事者の語りを多く含むミニコミ誌上の記述から、GID概念の導入時には治療を正当化しつつ「精神病」との差異化がなされ、世間でのGID認知が高まる2002年頃からは、GID概念が肯定的なアイデンティティとされると同時に身体的治療との結びつきを強め、身体加工しない人を周縁化していった変遷を描き出した。これはGIDをめぐる制度化の局面に応じたGID概念の解釈実践とその帰結を明らかにした点で意義をもつ。

さらに、先行研究が議論の前提としてきた「GID」と「トランスジェンダー」を二項対立的に捉える解釈枠組み(高橋[2008], 山田[2020])

が『FTM日本』誌上で見出されなかったことは、媒体やグループによって異なる実践がなされていることを示唆している。『FTM日本』誌上では、他のグループや個人に見られた性別二元制への抵抗(武内[2020])や多様な身体の形の受容(吉野[2020])といった動きも、かすかな形でしか現れていない。他方で、FTMにおいて異性愛が規範的であるにもかかわらず、2000年頃の誌上で虎井が主体となり、ゲイ男性がFTMを恋愛対象としうるかを探る企画がおこなわれた側面もある。それゆえ、『FTM日本』誌上での実践と、他のグループやテキスト上、インターネットサイト上での活動との関係をふまえて性別移行をめぐる概念の使用をさらに検討していくことが今後必要となるだろう。

## 付記

本稿はJSPS科研費(特別研究員奨励費・課題番号19J21506)の助成による研究成果の一部である。

## 註

1. FTM(Female to Male)やMTF(Male to Female)は、出生時に割り当てられたジェンダーと、その人が生きている／生きようとするジェンダーを指す表現として当事者によって用いられている。これらはそれぞれ近年ではトランス男性、トランス女性と表記されることもあるが、本稿では1990年代から2010年代に当事者間で頻用されたFTM、MTFという表現を用いる。
2. FTM Newsletterは米国のFTMゲイであるLou Sullivanが1986年から発行した雑誌であり、米国においてFTM関連の出来事の情報源となっていた(Stryker[2017: 124-128])。
3. 『FTM日本』を引用する際は、[号数 出版年月: ページ数]のように表記し、関連する別の雑誌を引用する際は、号数の前に雑誌名を記す。
4. 『FTM日本』は立教大学共生社会研究センター所蔵の40号分を参照し、残りの20号分は『FTM日本』購読者であった研究協力者から入手した。
5. 1990年代後半には「インターセックス」「半陰陽」の当事者も『FTM日本』に団体広告を載せ、「自己性別自認の多様性を社会に認めさせ」る側面からGID当事者との協働を模索していた[7号 1996年1月: 24]。
6. 特例法の手術要件や子どもがいないことを求める要件は、吉野[2020]など多くの論者によって批判されている。虎井は子をもつ当事者を切り捨てることに関して「壮絶なやり取り」があったが、「性教育への干渉が厳しくなっている」時期に、何もないうところから要件のゆるい特例法を求める運動をおこなう見通しは暗い

として [37号 2003年7月: 3]、3年後の見直し条項がついたためによしとしたのだと述べる。

## 文献

- 有菌真代 (2004) 「物語を生きるということ：「性同一性障害」者の生活史から」『ソシオロジ』49(1): 55-71.
- Hacking, Ian (1986) "Making up People," in *Reconstructing Individualism*, Stanford U. P. =(2000) 隠岐さや香(訳) 「人々を作り上げる」『現代思想』28(1): 114-129.
- 東優子 (2018) 「ジェンダーの多様性をめぐる概念の登場と変遷」『女性心身医学』22(3): 219-224.
- 石田仁 (2002) 「甦るブルーボーイ裁判の〈精神〉：性転換手術とその違法性に関する、雑誌メディアを用いた物語論的言説分析」『法とセクシュアリティ』1: 85-117.
- 石井由香理 (2018) 『トランスジェンダーと現代社会：多様化する性とあいまいな自己像をもつ人たちの生活世界』明石書店.
- McClelland, Mark J. (2004) "From the Stage to the Clinic: Changing Transgender Identities in Post-war Japan," *Japan Forum*, 16(1): 1-20.
- 三橋順子 (2000) 「戦後日本トランスジェンダー社会の歴史の変遷の素描」矢島正見・三橋順子・杉浦郁子(編) 『戦後日本〈トランスジェンダー〉社会史 1 (基礎研究・資料編)』戦後日本〈トランスジェンダー〉社会史研究会, 6-23.
- (2010) 「トランスジェンダーをめぐる疎外・差異化・差別」好井裕明(編) 『セクシュアリティの多様性と排除』明石書店, 161-191.
- 宮田りりい (2018) 「性同一性障害概念にもとづく社会問題化におけるレトリカルな活動の展開」『倫理学論究』5(1): 23-39.
- 野宮亜紀 (2004) 「『性同一性障害』を巡る動きとトランスジェンダーの当事者運動：Trans-Net Japan (TS と TG を支える人々の会) の活動史から」『日本ジェンダー研究』7: 75-91.
- Stryker, Susan (2017) *Transgender History: The Roots of Today's Revolution*, New York: Seal Press.
- Sugiura, Ikuko (2007) "Lesbian Discourses in Mainstream Magazines of Post-War Japan," *Journal of Lesbian Studies*, 10(3-4): 127-144.
- 高橋慎一 (2008) 「性同一性障害医療と身体の在り処：ガイドライン・特例法とトランスジェンダリズムの分析から」『現代社会学理論研究』(2): 113-127.
- 武内今日子 (2020) 「Xジェンダーはなぜ名乗られたのか：カテゴリーの力を規定する社会的文脈に着目して」『年報社会学論集』33: 133-144.
- 虎井まさ衛 (1996) 『女から男になったワタシ』青弓社.
- (2000) 『トランスジェンダーの仲間たち』青弓社.
- 鶴田幸恵 (2009) 『性同一性障害のエスノグラフィ：性現象の社会学』ハーベスト社.
- (2016) 「性同一性障害として生きる：「病気」から生き方へ」酒井泰斗・浦野茂・前田泰樹・中村和生・小宮友根(編) 『概念分析の社会学2：実践の社会的論理』ナカニシヤ出版, 46-64.
- Valentine, David (2007) *Imagining Transgender: An Ethnography of a Category*, Durham, NC: Duke University Press.
- 山田秀頌 (2020) 「トランスジェンダーの普遍化によるGIDをめぐるアンビヴァレンスの抹消」『ジェンダー研究』

23: 47-66.

吉野 毅 (2020) 『誰かの理想を生きられはしない：とり残された者のためのトランスジェンダー史』 青土社.

# **Multiple Interpretations of “Gender Transition” under the Institutionalization of “Gender Identity Disorder” : The Practices of Transgender People in “FTM Nihon” Magazine in Japan**

TAKEUCHI Kyoko

This study presents the multiple interpretations of gender transition under the institutionalization of “Gender Identity Disorder (GID)” in Japan. Previous studies have indicated a coherent narrative transition along the timeline from the identification of “GID” and binary gender to the acceptance of individuality or the importance of depicting an ambivalent interpretation of “GID” among transgender people. However, they have not clarified the changes during the multiple interpretations of “GID” and “gender transition.” This study, therefore, analyzed all 60 issues of “*FTM Nihon*,” which was a magazine mainly read and written by transgender men from the 1990s to 2010.

Our results revealed that, when “GID” was first introduced, it was differentiated from “mental illness” while justifying medical treatment. Under the influence of “GID” guidelines, transgender people interpreted hormone therapy and surgery as necessary for “gender transition.” In addition, when public awareness of “GID” increased from around 2002 onward, “GID” became a positive identity, but at the same time, it has become increasingly associated with physical treatment, marginalizing those who do not undergo surgery. It was also suggested that the conflict between being accepted as “GID” and being a “normal” man still exists even after the concept of “GID” became popular.